

1. 件名：福島第一原子力発電所6号機RHRポンプ（B）圧力抑制室吸込弁駆動部シャフト折損に係る面談
2. 日時：令和元年11月26日（火）16：05～16：55
3. 場所：原子力規制庁9階会議室
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
宇野課長補佐、田上係員、高松係員
検査グループ 専門検査部門
宮崎上席原子力専門検査官
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー運転・保安グループマネージャー
運転・保安グループ 担当1名
5. 要旨：
 - 東京電力ホールディングス株式会社より、福島第一原子力発電所6号機RHRポンプ（B）圧力抑制室吸込弁駆動部シャフト折損について、資料に基づき以下の報告があった。
 - 6号機RHRポンプ（B）圧力抑制室吸込弁（以下「当該弁という」。）はシートリークがあり、10月17日に設備主管グループが1回目の増し締めを実施したこと。
 - 11月19日に当該弁の2回目の増し締めを実施し、シャフトを折損させたこと。
 - 同日に、設備主管グループでは、シャフトの折損は不適合で対応することとしたこと。
 - 11月25日に、社内の不適合管理事務局より、安全上重要な機器等の故障であり、事故故障等の報告対象に該当するのではないかと確認を受けたこと。
 - 11月26日の15時に、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条第4号に規定する安全上重要な機器等の点検を行った場合において、発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたときに該当すると判断したこと。
 - 復旧に当たり、折損部品の調達には2か月を要する見込みであること。
 - 原子力規制庁は、上記の内容を確認し、時系列の詳細な説明、今後の施設定期検査、サーベイランスについての影響、原因調査結果、今後の対策等について報告を求めた。

6. その他

資料：

6号機RHRポンプ（B）圧力抑制室吸込弁駆動部シャフト折損について